

申請書の提出方法

- **提出先** : 恵庭市役所保健福祉部福祉課（給付金担当）
平成26年1月1日時点で住民票が恵庭市にある方が対象です。
- **申請期間** : 7月1日（火）～ 12月26日（金）まで
- **提出書類** : **申請書**（申請書は6月末に、対象と思われる方に郵送します。）
- **提出方法** : 返信用封筒に入れて、ポストへ投函してください。

本人確認書類

住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し など

指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

「子育て世帯臨時特例給付金」：児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

ご 注 意

- 受け取ることができるのは**どちらか1つ**の給付金です。
- 原則として、**申請期間外の申請**や平成26年1月1日時点で恵庭市に**住民票がない方の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、平成26年1月2日以降であっても恵庭市で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。
※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに恵庭市にお住まいの方については、恵庭市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
※公務員の方は、職場から配布された申請書に記入し提出してください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。恵庭市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 老齢基礎年金など、**臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求**が可能で、まだ行っていない方は、**平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく**必要があります。

問い合わせ先

- **申請方法に関するお問い合わせ** 6月2日より 平日8時45分～17時15分
恵庭市役所保健福祉部福祉課 電話： **0 1 2 3 (3 3) 3 1 3 1**
(給付金担当) (内線 3115・3116・3117)
- **制度に関するお問い合わせ** みな いいきゅうふ
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル：**0 5 7 0 (0 3 7) 1 9 2**



「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込み詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。



臨時福祉給付金のご案内

資料 1

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

● 支給対象者

- ①基準日（平成26年1月1日）において、**恵庭市に住民登録されている方**
- ②平成26年度分（平成25年中の所得）の**市民税（均等割）が課税されていない方**

ただし、

・課税されている方の扶養者になっている場合	）	は除きます。
・生活保護の受給者である場合 など		

● 支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）		（公的年金等受給者）	
区分	非課税限度額 （給与収入ベース）	区分	非課税限度額 （年金収入ベース）
単身	97万円	単身	65歳以上 152万円
夫婦	148万円		65歳未満 102万円
夫婦子1人	190.3万円	夫婦	65歳以上 203万円
夫婦子2人	235.9万円		65歳未満 160.6万円

※ 本人が障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方は、合計所得金額が125万円以下の場合には非課税となりますので、ご注意ください。（年齢は、平成26年1月1日時点です。）

子育て世帯臨時特例給付金のご案内

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の**児童手当・特例給付**※を受給
- ②平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童

ただし、

・「臨時福祉給付金」の対象となる児童	）	は除きます。
・生活保護の受給者となっている児童 など		

表2【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子のみ1人（1人）	875.6万円
配偶者+子1人（2人）	917.8万円
配偶者+子2人（3人）	960万円

Q 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A 例えば、

- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で5段階以上となっている場合
- ・ご自身の給与や年金の収入が前ページの表1の非課税限度額以上の場合には、基本的に住民税が課税されています。

Q 基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A 今回の2つの給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続は、基準日時点で住民票のある市区町村にお問い合わせください。

Q 基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

A 【臨時福祉給付金】
基準日（平成26年1月1日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。
【子育て世帯臨時特例給付金】
基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。

Q 申請はどのように行えばよいですか？

A 申請はまだ受け付けておりません。6月下旬に、対象と思われる方に申請書をお送りする予定です。申請書が届きましたら必要事項を記入し、必要な書類とともに返信用封筒に入れてポストへ投函してください。申請書の受付期間は、7月1日から12月26日です。

《参考資料：臨時福祉給付金の加算対象者一覧》

臨時福祉給付金の支給対象者のうち、以下のいずれかの年金や手当などを受給している方には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、1人につき5,000円を加算します。

- ① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等（注1）
- ② 児童扶養手当 ③ 特別児童扶養手当 ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 特別障害者手当 ⑥ 経過的福祉手当 ⑦ 原爆被爆者諸手当（注2）
- ⑧ 毒ガス障害者対策手当（注3） ⑨ ガス障害者対策手当（注3）
- ⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金（注4）
- ⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金（注4）
- ⑫ （医薬品副作用被害救済制度の）副作用救済給付又は（生物由来製品感染等被害救済制度の）感染救済給付（注4）

（注1）旧国民年金法、旧厚生年金保険法、旧船員保険法、旧国共済法、旧地共済法及び旧私学共済法等に基づく年金を含みます。

（注2）医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当に限ります。

（注3）特別手当、健康管理手当、保健手当、家族介護手当に限ります。

（注4）障害年金、障害児養育年金、遺族年金に限ります。

- ①の基礎年金等については、平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
- ②～⑫の手当などについては、平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

※複数の加算措置に該当する方の場合も加算される額は1人につき5,000円です。

《留意事項》

○下記の①に該当する場合、及び基準日（平成26年1月1日）において、臨時福祉給付金については下記の②～⑥に該当する方、子育て世帯臨時特例給付金については下記の②～⑤に該当する児童及び臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方は対象外となります。また外国人の方で⑦に該当する場合は、両給付金の対象にはなりません。

- ① 平成26年1月1日から支給決定がされる前の間に亡くなられた場合
- ② 生活保護制度の被保護者
- ③ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
- ④ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
- ⑤ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者
- ⑥ あなたを扶養している方が課税されている場合
- ⑦ 短期滞在者及び不法滞在者 ※

※申請からおよそ10日間を経過するまでの間に在留期間の満了日等が到来する方については、支給時に在留資格等を有することが確認できないため、在留期間の更新等を行ってから申請してください。

ただし、下記に該当する方は扶養関係に関わらず支給対象となる可能性がありますので、詳しくはお問合せください。

- ① 配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在恵庭市にお住まいの方（DV被害者）
- ② 児童福祉施設に入所している児童等で、現在恵庭市にお住まいの方
- ③ 障害者や高齢者で虐待により入所措置が採られていて、基準日時点で住民票が恵庭市にある方

○臨時福祉給付金については下記のいずれかの方により、支給対象者に代わって申請・受給を行うことができます。（申請のみの代理も可）

- ① 平成26年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- ② 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- ③ 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方

○子育て世帯臨時特例給付金については、児童養護施設等へ入所中のお子さんは、児童養護施設等からの代理申請に基づき、別途支給することとなります。

○長期間使用していない口座の場合、振込ができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。また、海外において開設した金融機関口座では受け取りができません。

○やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、どちらの給付金も支給できません。

○申請書の不備による振込不能等が原因で支給ができなかった場合、市が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。

○給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合は、支給した給付金（以下「不当利得」と言う。）の返還を求めます。

○臨時福祉給付金について、不当利得が加算分のみである場合は、支給した加算分の返還を求めるものとします。

○給付金の支給を受ける権利は、譲渡、又は担保に供することはできません。